

学校感染症による出席停止について

感染症にかかった場合、本人の健康回復と他への感染防止のために出席停止となります。感染あるいは疑いのため受診した場合は必ず学校に連絡し、医師の指示に従い、自宅で休養してください。この期間については出席停止となり、欠席扱いにはなりません。なお、登校の際の出席停止証明書提出の要否について、本校では次の通り定めておりますので、ご確認ください。

・インフルエンザ、新型コロナウイルス 出席停止証明書の提出は不要

・その他の感染症 出席停止証明書の提出が必要

※詳細については別紙「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準」を参照してください。

※出席停止証明書は、保健室か、学校の HP→各種証明書→出席停止証明書にありますので、どちらかの方法で手に入れてください。